令和７年度　第1回大阪府依存症関連機関連携会議・議事概要

◇　日 時：令和７年６月11日（水）午前10時から11時45分まで

◇　場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

◇　出席者：22名（うち代理出席４名）

１　開会

* 会議の公開・議事録の取扱いについて

会議の実効性を高めるために本会議は非公開とするが、議事については要旨を公開する。

２　議事

（１）令和７年度大阪府依存症対策強化事業について

　　事務局説明

〇令和7年度の依存症対策強化事業の全体像【資料1－1】

* 大阪府では、普及啓発の強化、相談支援体制の強化、治療体制の強化、切れ目のない回復支援体制の強化、大阪独自の支援体制の推進、調査・分析の推進、人材の養成の７つの基本方針に沿って、総合的かつ計画的に対策を進めている。
* あわせて基金を設置し、医療機関、市町村、民間団体等が行うギャンブル等依存症の本人及びその家族等を支援する取り組みを推進している。
* ギャンブル等依存症対策推進計画について、令和５年度から令和７年度の３年間で第２期計画を進めており、今年度が最終年となる。令和８年度からは第３期計画を進めていくため、今年度、計画の改定作業を進めていく。委員の皆様にも、ご協力・ご相談することもあるかと思うため、どうぞよろしくお願いしたい。
* 相談支援・治療体制について、依存症の治療拠点機関である大阪精神医療センターをはじめ、依存症専門医療機関として各地域の医療機関にご協力いただいている。資料には反映できていないが、６月９日に堺市のクリニックが新たに専門医療機関として追加されている。
* 調査・分析の推進について、毎年府民の方にアンケート調査を実施。ギャンブル等依存症が疑われる者の推計値として、ギャンブル等依存症の指標「SOGS」を用いて評価を行ったところ、SOGSの結果が３点以上だった人が、令和６年度は3.2％であった。また、ギャンブル等依存症は病気であるという認知度について、計画の目標値は90％を掲げているが、全体で83.9％であった。年齢別にみると20歳代から50歳代については90％パーセントを超えているが、高齢者については認知度に課題がある。
* こういった点を踏まえ、計画最終年度にしっかりと取り組みを進めていこうと考えている。

　　〇 令和７年度大阪府依存症関連機関連携会議及び各部会について【資料1－2】

（２）令和７年度大阪アディクションセンターの活動について

事務局説明

〇 大阪アディクションセンター（OAC）概要図【資料2－1】

〇 令和７年度大阪アディクションセンター（OAC）の活動について【資料2－2】

〇 大阪アディクションセンター（OAC）加盟機関・団体活動状況冊子（令和７年６月）【資料2－3】

議事１～2についての各委員からの質問

〈民間支援団体〉

 ・ OAC交流イベントについて、広く案内はされているのか。

⇒OAC加盟機関・団体に案内し、また、大阪府内で依存症のご本人及びご家族に支援をされている機関・団体にも広くご案内をしており、自助グループからも参加いただいている。今後もより広く周知していく。

（３）各機関・団体等の取り組みについて

〈保健所〉

* こころの健康相談で依存症の相談を受けており、昨年度も例年通り、相談全体のうちの15％程度が依存症の相談であった。男性の相談が多い。
* OACミニフォーラムを圏域の保健所合同で行っており、今年度も開催予定。
* 支援者を対象とした研修も行っており、今年度は「アルコールを中心とした依存症の相談対応」をテーマに実施する予定である。
* 啓発としては、管内の短大・大学・専門学校等に依存症関連のリーフレットを配布して周知に努めている。

〈司法書士会〉

・ 司法書士会では、昨年度から出張法律相談を始め、治療拠点機関で毎月第４水曜日に開催している。今のところ１日に１人の相談があるかどうかという状況で、予想に反して相談者が少ないという現状。まだまだ周知が足りないと思っており、周知をしていきたい。今はプログラムを受けておられる方に周知を図っているが、依存症関連の方、その家族の方なども来てもらえるよう工夫をしたいと考えている。

* また、精神保健福祉センターや他の手をあげてくれた専門医療機関でも実施に向けてすすめていきたいと考えている。

　⇒〈治療拠点機関〉

　　　医療機関において、法律相談のニーズは潜んでいるが、なかなかそこから手をあげて相談にいくことに心のハードルがあるのだろうと思う。ただ相談できるチャンスを作っていただいていることに感謝しており、ぜひ、継続的にやっていただきたい。医療機関側からも丁寧に勧めていきたい。

〈近畿厚生局〉

・ 今年度、心理士を１名増強し体制を強化している。当局では薬物依存の防止のみになるが、今年度は６月と秋の２回、関係機関と勉強会を開催予定。１回目は６月に実施し、主に行政機関の方々と、刑務所や拘置所のプログラムについて情報共有し、連携をすすめている。秋には、医療機関の方とどういった点で連携できるのかを模索する勉強会を開催したいと考えている。

* また、当局の取組みについて認知度が少し低いのではないかと考えており、昨年、拘置所に当局のリーフレットを配架いただいたところ、家族からの反応があった。この取り組みを継続的に続け、認知度を浸透させていくことが、今年度の方針である。

〈弁護士会〉

・　 弁護士が依存症の方と出会うのは、違法な薬物だと刑事事件、ギャンブル等であれば破産事件となる。それぞれの事件単位で担当した弁護士がメーリングリストなどで「何か対策はないか」と相談がきたりする。そういう時に、OACの活動状況冊子を活用し、「こういう病院があるみたい」等情報提供しており、非常に役立っている。本会議では、アルコールとギャンブルと薬物の３つだが、クレプトマニアや買い物依存などで、全く生活がまわっていかない方もおられ、そういったことにも対応される病院もあり、そこはすごく助かっている。

〈回復施設〉

・ ４月から新体制となり、いろいろなプログラムを考えている。まず、３月の後半から、月に１回、大麻だけのミーティングをしている。完全にクローズドで、当事者だけしか入らない。今後は月に何回かしていきたいと思っているが、当面の間は月に１回の実施。

・　　連携としては、専門医療機関の薬物のプログラムに補助役として月１回入らせてもらっており、来月からはアルコールのプログラムにも入る予定。また、近畿の保護観察所や刑務所の薬物プログラムにも補助役として入っている。保健所のOACミニフォーラムには体験談などで参加させてもらっている。

* 今年度のセミナー等については検討中。興味のある方はホームページをご覧いただきたい。

〈回復施設〉

・ 　ギャンブルを専門にしているスタッフから、当施設はあまり知られていないのではないか、関係者の方々に対するセミナーをした方がいいのではないかという意見が出ている。具体的な内容はまだ決まっていないが、そういうことにも取り組んでいこうと思っている。

* ３月末に、AAが日本に入ってきて50年を迎え、３日間イベントがあった。参加者が2200人ぐらいと聞いているが、回復施設として施設の利用者も参加。参加者は、いろいろな意味で刺激を受けて帰って来た。
* ７月３日～６日には、世界のAAが90年を迎え、記念集会がカナダのバンクーバーであり、そちらにスタッフが３名自費で参加予定。その開催期間中には、カナダの回復施設の見学プログラムが組まれている。そういったところから、良い支援の方法などを持ち帰り、施設内での取組みに加えてくれたらという期待感を持っている。
* 新たに医療機関にもお願いに行かせていただき、月１～２回、メッセージを運ぶことが可能となった。また、刑務所へも、アルコールと薬物について、従前は年に１～２回のメッセージ活動だったのが、月に２回ぐらいメッセージ活動が可能とのこと。依存症という病気は繰り返す病気であり、収監されても、依存物を手放すことに取り組まないことには、何ら解決にならないんじゃないかと、自分が当事者であるから思っている。一助になれればという思いはある。

〈当事者・家族〉

* 昨年度のOAC交流イベントで、NA、AAのスピーチがあった時に、そこで知り合ったNAの仲間が、GA30周年のイベントにも来てくれた。依存症の当事者として一緒で、本当の苦しみを知っている。当事者は、家族に対して意見はそう言えない、どうしたら家族が恐がるかということをわかっているからできない。こういったことを、医療関係等、もっと周知していただきたい。私がここにつながったのは、精神保健福祉センターから家族に医療機関を伝えてくれ、そして医療機関につながった。それで今ここにいる。もう19年やめ続けている。仲間と共に歩いたら、やめられる。一人ではやめられなかった。
* 今年度は、GAが31周年で、11月にイベントを開催予定。インターネットに情報を掲載している。
* また、2027年に大阪でGAの全国大会をやりたいと考えている。全国の仲間が、500人以上集まる予定。これまで大阪での開催に向け「上方の集い」を開き、今年で８年を迎えた。それを開くまで、グループ数が少なかったため、必死に集めてやってきた。これも継続。
* 仲間と共に歩けば回復はある。どこの病院、ほかの施設でも、お声かけいただければ、いつでも行かせていただく。メッセージ活動は私たちの冊子に認められているので、どこまでも行かせてもらう。

〈保護観察所〉

* 保護観察所では、刑務所を仮釈放で出た方や執行猶予、保護観察付きの執行猶予の言い渡しを受けた方に対する薬物再乱用防止プログラムを実施している。基本的にはグループワークで実施しており、職員だけでなく、自助グループや薬物依存回復支援を行っている医療機関も補助者として入っていただいている。保護観察が終わったあとも、こういった支援機関につながることができるよう、助言やアドバイス、働きかけも行っている。
* 当所のプログラムの特徴としては、病院のプログラムや自助グループと異なり、刑事処分の一環で保護観察が行われている関係上、義務づけされているところである。おそらく、大半の方はしぶしぶ観察所に来てプログラムを受けるということになるが、せっかく、グループワークに参加しているので、それぞれの思いをその場でしっかり話してもらい、薬物依存回復のきっかけにしてもらいたいという思いで実施している。
* プログラムの対象について、これまでは一定のまとまった保護観察期間がある方を対象としていたが、その保護観察期間の要件を少し緩和し、より多くの方に保護観察所のプログラムを受けてもらえるよう動いているところ。

〈当事者・家族〉

* 依存症者の家族の活動としては、メッセージ活動ということになる。私は薬物依存症者の家族で、昔は覚せい剤などの薬物が多かったが、今は大麻や市販薬、処方薬に変わってきている。自助グループにつながる方も、そういう方が多くなってきている。
* 以前、精神保健福祉センターにメッセージを届けに行かせていただき、「自分の好きなグループ、行きやすいところでいいですよ」と伝えたところ、その後、自助グループにつながられた方から、「家が近いグループにつながり、楽になりました」ということを聞いた。メッセージを通してつながられることが多いため、少しでも、一人でも楽になられるように、保健所など、どこでも仲間で行くので、メッセージを届けられるようにしていただけたらと思っている。

〈関西アルコール関連問題学会〉

・ 関西アルコール関連問題学会は、昭和53年に関西アルコール医療研究会という名称で始まり、非常に長い歴史を持っている。今は、日本アルコール関連問題学会があるが、もともとは「関西」からできその後「日本」ができていった。毎年１回日本アルコール関連問題学会を開催しており、今年は9月５日、６日に、熊本で、「一隅を照らす」というテーマで開催予定。

* 関西アルコール関連問題学会の学術大会は、地域のネットワークを作るため、毎年、兵庫、和歌山、奈良、京都、滋賀、大阪と各府県を回っており、今年は奈良で11月29日、30日で開催予定。いつも大勢の参加がある。
* OAC活動状況冊子で関西アルコール関連問題学会が対応している依存症の種類は、アルコールと書いているが、最初はアルコールだけだったが、「関連問題」ということで、今は薬物もギャンブルも、またいろいろな依存症に対応している。むしろアルコールが少なくなってきており、ギャンブルなど、他のアディクションをテーマとした分科会が多くなっているため、名称を変更しアルコール・嗜癖問題学会にすることも検討中。
* アルコール関連問題については、内科との連携をもっと密にしていければと思っており、本連携会議の部会「アルコール健康障がい対策部会」でもテーマに取り上げてもらいたい。アルコール依存症の107万人のうち、治療につながっているのがごくわずかだという治療ギャップの問題と、内科にかかっている方の７人に１人がアルコール問題を持っているが、専門医療にかかるまでに約7.4年の長い時間がかかっているという治療期間ギャップがあり、これは内科と取り組んでいかないといけないと思っている。また、専門医療機関や医療機関から断酒会の紹介が減っており、断酒会の会員数が減っているという問題も何とかしていかないといけないと思っている。
* 酒販業界といかにうまくつきあっていくかという問題は将来的に大きな課題だと思っている。酒のCMをどんどんしているという問題やお酒が非常に簡単に24時間コンビニで手に入るという問題もある。また、ストロングはなくなってきても、価格が非常に安いという問題があり、これは世界のアルコール対策では考えられない日本だけの非常に大きな問題である。酒販業界とも一緒にアルコール関連問題を考えていくようなかたちで、取り組んでいければと思っている。
* アルコール関連問題はまだまだ多くの課題が残っている。専門医療機関は、アルコールが一番多く、次がギャンブルで、次が薬物という状況ではあるが、大阪でも「たったこれだけしかないのか」という状況であり、これももっと増やしていき、仲間を増やしていきたいと思う。

〈精神科病院協会〉

・ （所属している病院について）当院では、OAC活動状況の冊子において、対象を、「処方薬、アルコール、薬物の乱用」と掲載しているが、ギャンブルの相談があれば、お話は聞かせてもらっており、少数であるが買い物依存やギャンブル等依存の患者もいる。そのため、あらためてギャンブル等依存症にも対応していくこととし、次回の活動状況冊子では、ギャンブル等依存症も対象に記載していきたい。また、相談員等支援者も、知識をより深めるために研修などに参加する考えである。

* 当院から回復施設につないだ事例で、本人に発達障がいがあったため、つなぐ際に本人の特性を伝えたところ、特性に合わせて工夫をされ、6か月間ミーティングに参加していることがわかった。本人はミーティングに参加することで、振り返りや家族への感謝、いろいろなことを改めて気づくことがあるということであった。それぞれの利用者に合わせて工夫をされていることがわかった。

〈民間支援団体〉

* ５月のギャンブル等依存症の啓発月間で、啓発動画を１つ作成した。また、相談活動は活動状況冊子に書いてあるとおり。オンラインギャンブルの問題については検討を重ねてきた。
* 相談活動は、毎回、いつでも予約満杯である。ギャンブルをする本人だけでなく家族の相談も受けていたり、法律家と自助グループの相談員とセットで対応しているという点が、盛況率の高さに影響していると思っている。
* 課題としては、相談を聞く専門家について、依存症問題の理解を深めたうえで相談活動に取り組めるよう専門家の育成、マンパワーが必要であること。
* もう一つの課題として、借金整理を弁護士か司法書士に依頼をしたが、結局、成功せずに辞任される率が高いこと。辞任されてから私どものところへつながってきて破産手続きをするが、本人がなかなか来てくれない。受任中にギャンブルをやってしまうと、通帳に、「JRA」や「テレボート」と表記されてしまう。スマホという賭博場が目の前にあるという状況で、辞任をされたり、借金整理が成功しないというのが、ほかの事案よりも高いという問題がある。
* オンラインカジノについて、６月３日に衆議院でギャンブル等依存症対策基本法の改正案が通り、今国会中に法改正がされる予定。基本的には、初めてオンラインカジノが違法だということが法律で示されるという点は前進だと思うが、罰則規定がない。日本では刑法以外に具体的な罰則法令がないということをよいことに、海外から情報データが多く流れてきて、それを知らずにオンラインカジノをやってしまうという被害がたくさん出ており、海外のオンラインカジノの草刈場になっている。こういう状況を何とかしないといけないということで、我々も会の中で、２年にわたって14回程検討会議、勉強会をやってきたが、この問題は法律家のレベルだけではなく、多くの方々に、「オンラインカジノは違法」という周知を広げていきたい。例えば、消費者団体や教育関係者と懇談を重ね、啓発をしていく中で、賭博を嫌厭するような文化、土壌を作っていくような活動を広げていかないといけないと痛感している。今回、法律の点からできるので、警察庁の見解、消費者庁の見解ではなく、「法律で違法である」ということで啓発、宣伝活動に力を入れていただけたらと願っている。

〈薬剤師会〉

・ 薬剤師会としては、学校薬剤師部会があり、そこで小中高校、児童、生徒に対して、喫煙、飲酒、それから薬物乱用の防止活動といった啓発活動している。

* 薬機法の改正について閣議決定され、先月、今回の国会で通った。内容としては、市販薬を大量購入される人に対しては、氏名、年齢、その理由というのを必ず聞くことが義務づけられたということ。また、若年者に対して、大容量、または複数個の販売を禁止するとなったということである。

〈精神保健福祉センター〉

* 本市の今年度の取り組みとしては、依存症地域支援計画を策定して４年目となり、市民意識調査を行う予定となっている。計画の目標の一つに専門医療機関を充実させるとあるが、市内のクリニックが手をあげてくださり、本市でも、アルコールだけではなく、薬物、ギャンブルの専門医療機関を拡充することができた。本市としては、さらに専門医療機関を増やしていくことはもちろん、こういった機関の交流の場をより充実させないといけないと思っている。
* 昨年度より、事例検討を小規模で開始していたが、今年度はもう少し拡充した内容を７月に予定している。
* 依存症の専門相談の中では、ギャンブルの相談が多くを占めており、これまで、昼だけにやっていた当事者向けの回復プログラムを、今年度から、昼と夜間という形で２回行う取り組みを始めている。
* 司法書士会との連携強化も検討している。
* 薬物関連では、今年度は、刑務官向けの動画研修を企画している。
* 自殺対策の取組みではあるが、「子ども・若者自殺危機対応支援チーム」を今年度９月に発足させる予定であり、その中で、ＯＤをする子どもの対応を含めて、教育や子ども関連部門とも連携を強化していきたいと思っている。

〈精神保健福祉士協会〉

* 所属クリニックの話になるが、当クリニックは依存症の専門クリニックとして、アルコール、薬物、ギャンブル、の３依存症に対応している。初診となると、土曜日は待っていただくことが多いが、基本的に１週間から２週間ぐらいで対応は可能となっている。アルコールとギャンブルがだいたい半々で９割ぐらいを占めており、薬物がだいたい１割という状況。
* 毎日、アルコール、薬物、ギャンブル、さまざまなグループワークをしているが、ギャンブルのグループワークでは、昨年度は複数の医療機関から見学に来られたり、薬物のグループワークだと、司法関係から見学に来られたりしている。今後も適宜、そういった依頼があれば対応していきたいと思っている。
* 特にギャンブルの受診が増えてきていることと、薬物も定着されている方が非常に多くなっていることから、先月より、薬物のミーティングは、これまでの月１回実施から月２回実施とし、ギャンブルのミーティングも、月２回実施を、毎週土曜日で対応している。回復に取り組んでもらえる一つの場所として提供できればと思っている。

〈市長会・町村長会〉

* 市の取組みとして、地域保健課で依存症の相談があった場合は、管轄の保健所を案内している。
* オーバードーズを繰り返している妊婦について、関係者の関連の会議でケース検討をしている。
* 妊娠の届出時には、妊婦の飲酒の有無について確認し、飲酒ありの場合は、飲酒の胎児への影響等について説明させていただいている。
* 広報等での周知や、昨年11月に教育委員会で薬物乱用防止対話集会を行い、大阪ダルクからの講演、パネルディスカッションを行った。

〈矯正施設〉

* 機関・団体の活動内容に関する問い合わせ先について、組織改編により「教育部」から「矯正処遇部」に変更となった。
* 今月より拘禁刑というものが施行となり、今まで工場作業が判決で課されていた懲役刑とは違い、作業が義務ではなくなった。刑務所としては大きなことで、刑務所の中でやることについて大きな見直しを行った。その一環として、矯正処遇課程として、受刑者それぞれに対応する課程を作った。例えば、高齢者を対象とした課程、発達障がい・知的障がいを対象とした課程、あとは短期刑の人への課程等があり、そのうちの一つに薬物依存症者を対象とした依存症回復課程というのができた。
* 回復施設から月２回来ていただくことになり、この依存症回復課程では、今までほとんどの時間作業をしていたが、指導の時間を増やすということで、ミーティングも増やしている。

　・　依存症回復課程以外にも、受刑者の多くが入っている「一般課程」というのもあり、その一般課程にも薬物依存症者は多くいるため、そちらの方にはOAC活動状況冊子２ページに記載の内容を今までどおり実施していく。

* アルコール依存回復プログラムやギャンブル等依存症指導も実施しており、司法書士の方にもお話に来ていただいたりしているところ。

〈民間支援団体〉

* ５月の啓発月間では、団体で作成した冊子（当日配布資料）を、心斎橋で啓発グッズとして配布した。この時、お笑い芸人がオンラインギャンブルをしていたということがあったため、芸能関係にもお声をかけ、芸能プロダクションから数人啓発についてご協力いただいた。
* 他府県では、社会を明るくする運動の方だったり、行政が一緒に啓発に協力している経過もある。次回、５月の啓発月間は、委員の皆様にもご賛同いただき、啓発にご協力いただければと思っている。
* 同じく５月に、大阪の大学の学祭があり、そちらで啓発グッズなどを配らせてもらい、アンケート調査をさせていただいた。
* また、５月には大阪の府議会議員の方に集まっていただきシンポジウムを開催した。
* 当事者支援部が２、３年前からできており、100名ぐらいの回復した当事者が相談役としてミーティングを開催している。当初は土曜日の朝９時と夜９時からだったが、ギャンブル等依存症の相談が増えており、それに対応するために平日も開催しており、土曜日も追加で開催している。
* 今後の話になるが、大阪メトロ御堂筋線で、１両目のつり革に我々の団体のPRを載せようという計画を立てているところ。
* 昨年に自死遺族の会を発足した。ギャンブル等依存症は死に至る病であり、私の身近な仲間の家族も、何人か亡くなられているという現実がある。昨年はその立ち上げセミナーを全国６箇所で開催し、今年は東京、大阪で、イギリスにあるギャンブルによる自死遺族団体を招へいして、コンベンションを開催する予定。

〈自助団体〉

* 当会では、第22回の近畿ブロック大会を今回は大阪にて行う。日時は９月７日、10時30分から15時30分に開催予定。内容としては、大阪、京都、奈良、兵庫、三重、和歌山の各府県から各１名出ていただいての体験発表と、「女性のアルコール問題」について、特に生きづらさや、女性と男性との回復のプロセスがどう違うということを、専門医療機関の女性のDr.に講演していただく予定。
* また、コロナから２年ほど開催していなかった大阪府の行政・医療・関係機関スタッフと断酒会４者懇談を、令和７年９月19日の金曜日、18時30分から、堺市南区、国際障害者交流センタービック・アイにて開催する。

〈精神保健福祉センター〉

* 令和７年度は昨年度に引き続いて、相談員、あるいは医師、専門医による依存症の相談事業や、支援者や家族に向けた依存症への教育事業、支援事業を引き続き行っているところ。
* また、ギャンブル等依存症の当事者の支援プログラム事業も継続して行っている。
* 昨年度も11月に大阪市版OACミニフォーラムを行った。
* 令和７年度から新しく取り組むことが２つあり、１点目は関係機関職員の研修事業。その中でも、特にギャンブル等に関する部分と、薬物に関する部分について、本市独自で実施していくこととし、2点目は本市の教育委員会と連携し、小学校の４年生から中学校３年生までを対象に、若年者向けのゲーム・インターネット依存対策の啓発事業を行う予定。２年ほど前から、チラシによる啓発活動は行っていたが、今年度から動画を作成し、インターネット等にふれる時間が大幅に増えるような夏休み前に、動画を教育委員会と連携して普及させていこうと考えている。

〈民間支援団体〉

* 当協会は、大阪府内の主に精神の病気、障がいのある方を対象とした支援の場、地域活動支援センターの集まりとなっている。地域活動支援センターは主に日中、病気、障がいのある方に通ってきていただき、卓球やバレーなどのクラブ活動や、絵を描いたり楽器を弾いたりといった創作活動、あとは特に用はないけれども、家にいても暇だから、ちょっとくつろぎに来ましたといった感じで気楽に通っていただける場として、大阪市や堺市は複数箇所、他の市町村には概ね１ヵ所程度設置されている。
* 依存症と診断された方もたくさん通われているが、当協会の今年度の取組みとして、依存症の理解や支援の仕方について、スキルをもっと身につけていくという方針としている。

〈治療拠点機関〉

* それぞれのご所属から現在の取り組み、今後の取り組み、方針などをご報告いただいた。どの施設も、アクティブに活動していただいている。
* 病院においても、入院の病棟や外来はデイケアで、いろいろな依存症のグループワークを実施しているが、特に外来のデイケアは、ギャンブル依存関連の相談の件数がどんどん増え、グループが非常に大きくなっている。
* アルコール関係では、総合診療医の団体から、総合診療のほうでアルコール問題の相談が多く、そこで講演や教育のプログラムを持ってほしいという依頼もある。
* この連携会議においても、いろいろな所属があり、まだまだ連携のすそ野は広がっていく余地はあると思ってるところ。本日の報告を参考に連携体制を組んでいければと思う。

（４）その他

事務局説明

〇　依存症における連携支援モデル構築事業について【参考資料6】

* 令和６年度は、令和５年度に訪問を重ねさせていただいた支援機関・団体の方にも入っていただき、事例検討会を実施した。大阪府こころの健康総合センターが架空事例を作成し、それを元にその事例の課題の整理や、それぞれの所属機関でできる支援、ほかの機関と連携してできる支援などをグループで話し合ってもらい、その後助言者からのミニ講座という組立で実施。
* 今年度も、連携支援をテーマとした事例検討会を各地域で開催予定。併せて、連携支援について困っていることや、どういったつながりを持たれているかを把握するためにアンケートの実施を予定している。

事務局から連絡

* 今後の会議のスケジュールについての説明。

3　閉会